氏名（本籍）	坂口 健　（福岡県）
学位の種類	博士（文　学）
学位記番号	博　甲　第　6764　号
学位授与年月日	平成２６年　３月２５日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	平安時代における自文化意識の形成

主　査	筑波大学　教　授	博士（文学）	根　本　誠　二
副　査	筑波大学　教　授	博士（文学）	徳　丸　亜　木
副　査	筑波大学　准教授	博士（文学）	山　澤　　学
副　査	筑波大学　教　授	博士（文学）	谷　口　孝　介

論　文　の　要　旨

本論文は、平安時代の文化史を論じる際に、確たる定見となっていた「国風文化」という概念に対して、文化の担い手である天皇・貴族層、さらには僧侶の心性に内在する文化的指向性として「自文化意識」なる概念を措定して再検討をせまり、日本文化史研究の新たな視座を構築した作品である。序章、本論４章８節、終章からなる。

序章では、本研究の課題設定の前提となる研究史を踏まえて、課題と視点を提示している。先行研究では、平安時代の文化は「国風文化」とも呼称され、日本的な文化であるとされてきた。しかし、「国風」や「日本的」とは具体的に如何なることであるかが問われなければならないとする近年の研究動向を踏まえ、平安時代の政治的・社会的な状況のなかで文化を歴史的に再検討すべきで、９世紀から１０世紀半ばの平安時代前期に表れる、特定の文化を「日本的」な文化や自己の文化と認識して尊重しようとする意識を自文化意識と呼称し、言語化して表現された平安時代前半の文献史料から自文化意識を析出して考察するという視点を提示している。

第一章「自文化意識の萌芽」では、自文化意識が明確に言語化されて表現された最初の事例として、『日本国現報善悪霊異記』（以下、『霊異記』と表記する）を事例として、編者景戒の主張する「自土の奇事」を自文化として尊重することをもって自文化意識の表れとしている。景戒は官大寺である薬師寺所属の僧として、国家権力に連なる存在であると規定し、『霊異記』の自文化意識も、「日本国」や「本朝」と呼称される政治的空間を前提として形成された意識であるとする。しかし同時に、国家権力による仏教への迫害については、批判的であるなど、景戒の判断基準は常に仏教が最優先であった。『霊異記』が「自土の奇事」を尊重するのも、日本に仏の力の顕現である奇事が存在することが、日本が仏国土であることの証となるからであり、仏教の立場から、日本もインド・中国と同様に仏国土であることを主張するために表明された意識であり、自文化意識の萌芽として見いだしている。

第二章「自文化意識の表出」では、『霊異記』の編纂時期である８世紀末から９世紀初頭頃の時期は、空海や最澄が中国（唐）から最新の仏教と多数の経典とを請来して台頭したうえ、桓武・嵯峨の両天皇による仏教統制の政策が実行されるなど、景戒の所属する薬師寺はその存在感を相対的に減少させたことをうけ、『霊異記』の記述内容には、嵯峨天皇に対して批判的ともいえる箇所が存在していることから、薬師寺の勢力の減退という状況を受けて、嵯峨天皇に批判的な立場から、薬師寺の存在意義の再確認の意図もあって、『霊異記』

を編纂したとしている。

また、嵯峨朝には日本の歴史への関心の高まりを背景に日本書紀講書が行われるなど、自文化を尊重する意識は未成熟ではあったものの、それに繋がり得るいくつかの端緒は存在している。『霊異記』の自文化意識は、こうした桓武・嵯峨朝における政治的・文化的な時代状況のもとで形成されたものであったと指摘している。

第三章「自文化意識の自覚化」では、自文化意識が僧侶だけでなく宮廷社会にも自覚化される契機として、嘉祥二年（８４９）の「興福寺大法師等の長歌」に注目して考察している。本長歌は、興福寺僧による詠作で、「此の国の本つ詞」を自文化として尊重する意識がうかがえるとする。自文化意識を表現した『霊異記』と本長歌がいずれも貴族ではなく南都僧によって作られた理由として、自文化と外来文化の相違を認識しやすかったことなどにより、自文化意識を形成しやすい土壌があったことを指摘している。

さらに、本長歌は『続日本後紀』に採用されたことでうかがえるように天皇・貴族という文化の担い手によっても高く評価されたことを解明している。このことをもって南都の僧によって表現された自文化意識が宮廷社会にも受容され、自文化意識の拡散・増殖の過程を物語ると主張し、奈良・南都仏教の世界に本源的に存在していたと思われる自文化意識の形成とその系譜を概観している。

第四章「自文化意識の継承」では、自文化意識が、変化をともないながら宮廷社会に継承され定着していく様相を明らかにしている。９世紀後半以降の文化をめぐって、新羅とは度々摩擦を起こすも渤海や唐とは基本的に安定した関係を維持し９世紀半ば以降には海商の往来が活発化し対外交流は増進していたとして、排外意識を前提とした文化の国風化が造形されたとする見解を否定している。そうしたなかで、９世紀末以降の宮廷社会においては、すでに僧侶が表現していた自文化意識が継承され始めたとする。たとえば『古今和歌集』においては、歌は詩の興隆によって衰退したとされるも、詩を外来文化、歌を自文化とする対置が明瞭に示されているが、『日観集』序においては、詩も自文化としての「日域の文章」と外来文化としての「漢家の謡詠」とに明瞭に区分・対置するなどして、自文化意識が貴族社会に次第に受容・拡散していった状況を解明している。あわせて自文化意識の多様性に言及するなどして、既存の「国風文化」論の限界性を主張している。

終章では、自文化意識は各作者の意識のもとに造形された作品の個々に形成・表現されたものであるとして、以下のことを指摘・総括している。第一に、いずれの作者も日本国という国家を前提とした表現を取っていること。第二に、それぞれの場合に自文化とされるものは、各作者にとって、日本という国家における彼ら自身の存在意義であること。第三に、外来文化の隆盛によって自文化が衰退しているという現状認識が示されていること。したがって、自文化を尊重する意識とは、平安時代の日本という国家のなかで特定の地位を得ている南都僧、さらには天皇・貴族層が、その地位を可能ならしめているものの国内的な価値が中国からの異文化の流入によって減衰して、日本国内での自己の存在意義が危機にあることを実感したときに、その存在意義を取り戻そうとして形成・表現された意識であるとしている。

審　査　の　要　旨

１　批評

本論文は、平安時代中・後期における文化形成をめぐる「国風文化」という定見に対して、すでに平安時代前期の桓武・嵯峨朝の政治情勢や対外関係の動向と呼応する形で主に奈良・南都僧に醸成された文化意識に着目し、それを「自文化意識」と措定して再検討と新たな文化史的な視点を構築した意欲的な作品である。

評価すべき点は、まず、自文化意識という内在的な意識の発信が、平安前期の南都僧を以てしたことを説話集である『日本霊異記』や、『続日本後紀』にみる仁明天皇の算賀（長寿の祝い）の際の長歌などの多様な素材を事例に独創的な視点に基づき丹念な分析を展開していること。ついで、これまでの「国風文化」論がともすると外在的な対外関係を要因とすることに終始していたことについて、多角的な視点から反省を求

め、その主たる要素とする排外意識の存在を否定していることである。

しかし、さらなる検証を期待したい点もある。たとえば、自文化意識という内在的な文化形成の要因を考察対象とするも、その意識を醸成し拡散したであろう人的側面への関心の希薄さである。そのために意識形成の実態は了解できるも、その過程の体系的・構造的な検証が脆弱であると評価せざるを得ない。ついで、自文化意識の拡散の担い手として奈良・南都僧を、単純に発信者とするのではなく、天皇・貴族層と文化的・宗教的に深く関わっていた天台・真言の両宗における外来文化への姿勢の変化も視野に入れるべきではないか。すなわち、このことにより、本論文で提起している自文化意識が仏教者を発信源とするも、本源的でありながらも通仏教的・総体的な意識として造形されたものとして、より活写できる可能性と余地を見いだすことができるであろう。

本論文は、以上の問題点を見いだすことができるが、自文化意識という課題を新たに措定することによって、とかく事物の解析に終始する傾向がある日本古代文化史の研究に内在的な関心の必要性を積極的に主張し、その増進に大いに寄与しうるものと評価する。

2　最終試験

平成２６年１月２２日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3　結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（文 学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。